

「第12次千葉県交通安全計画」が策定されました

交通安全対策基本法第25条の規定により、国の作成する「交通安全基本計画」に基づき、県・国の機関・市町村等により構成する「千葉県交通安全対策会議」が作成する法定計画で、陸上交通における県の交通安全施策の大綱となるものです。

- 期 間 令和8年度から令和12年度までの5年間
- 構 成 「道路交通の安全」「鉄道交通の安全」「踏切道における交通の安全」

目 標 24時間死者数を年間110人以下、重傷者数を年間1,300人以下

重点項目 ①悪質・危険な運転者対策の強化 ②高齢者の交通安全対策の強化 ③自転車の安全利用対策の強化



多言語交通安全啓発チラシ (Multilingual Road Safety Flyers)

本県を訪問する外国人観光客・外国人居住者向けに日本の交通ルール・マナーを多言語で紹介しているチラシです。下記の10言語版があります。

- English Version (英語版)
- 中文繁體版 (中国語(繁体字)版)
- 简体中文版 (中国語(简体字)版)
- 한국어판 (韓国語版)
- Deutsche Version (ドイツ語版)
- Versión en Español (スペイン語版)
- Versão em Português (ポルトガル語版)
- Bảntiếng Việt (ベトナム語版)
- ภาษาไทย (タイ語版)
- Tagalog version (タガログ語版)



高齢者交通安全いきいきキャンペーン2026

- 参 加 資 格 千葉県内に住んでいる又は千葉県内で働いている65歳以上の方
(令和8年12月31日までに65歳になる方を含む。)
- 参 加 費 無料 ※警察職員から交通安全の話を聞く必要があります。
- 参加申込期間 令和8年4月1日(水)～令和8年8月31日(月)
- 無事故認定期間 令和8年9月1日(火)～令和8年12月31日(木)
- 申 込 場 所 県内の警察署交通課窓口(受付時間:平日午前9時～午後4時)・交番等
- 交 通 安 全 賞 無事故認定期間中に交通事故の当事者とならなかった方に抽選で「3,000円分の商品券」を贈呈します。
※当選結果は、当選者のみに通知させていただきます。



交通事故相談所、交通安全推進員派遣制度、交通安全ライブラリーのご案内

◎ 交通事故の相談

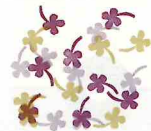
千葉県交通事故相談所

検索

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。
臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町村の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。
なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

問い合わせ先

- 本所 … 県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264
- 東葛飾支所 … 東葛飾合同庁舎4階 TEL 047-368-8000
- 安房支所 … 安房合同庁舎1階 TEL 0470-22-7132



◎ 千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎ 交通安全DVDの貸出

千葉県交通安全ライブラリー

検索

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全DVDの貸出を行っています。
DVD一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

千葉県環境生活部 くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263



思いやり交通千葉

県内の交通事故	
発生件数	3,855件 (+180件)
死者数	40人 (-4人)
負傷者数	4,594人 (-166人)
死者全国ワースト5位 令和8年4月末時点 (前年比)	

4月末現在の確定値です。最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第197号

発行: 千葉県環境生活部くらし安全推進課

電話 043(223)2263

FAX 043(221)2969

ヘルメット
命のお守り
忘れずに



千葉県マスコットキャラクター
チーパくん



夏の交通安全運動!
令和8年7月10日(金)~19日(日)

千葉県・千葉県警察・千葉県交通安全対策推進委員会

令和8年 夏の交通安全運動が始まります

実施期間 令和8年7月10日(金)から7月19日(日)までの10日間

スローガン ヘルメット 命のお守り 忘れずに

運動の
重点目標

- ① 自転車のヘルメット着用促進と交通ルールの理解・遵守の徹底
- ② 飲酒運転の根絶 ～飲酒運転ゼロを目指して～
- ③ 歩行者の安全確保と安全運転の励行



自転車乗車時はヘルメットの着用を

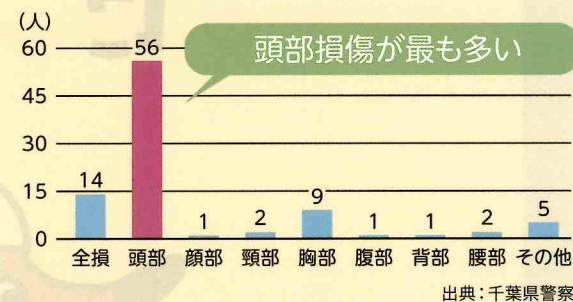
改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

県内で発生した自転車乗車中の交通事故死者のうち約6割が頭部に損傷を負っています。ヘルメットを着用することで頭部への被害を軽減することができます。自分の命を守るため、自転車に乗車する際はヘルメットを着用しましょう。

お住まいの市町村によって、自転車用ヘルメットの購入補助が受けられる場合があります。



県内自転車乗車中死者損傷主部位(R3~R7)



頭部損傷が最も多い

自転車の交通反則通告制度(青切符)が始まりました

4月1日より、16歳以上の自転車運転者の交通違反に対する交通反則通告制度が始まりました。

※警察官が取締り現場で反則金(現金)を受け取ることはありません!

自転車の反則行為(青切符) (一例)

ながらスマホ (携帯電話使用等(保持)) 反則金12,000円	遮断踏切入り 反則金7,000円	信号無視 反則金6,000円	右側通行 反則金6,000円
歩道通行 反則金6,000円	傘さし運転 反則金5,000円	イヤホン使用 反則金5,000円	一時不停止 反則金5,000円
無灯火 反則金5,000円	二人乗り 反則金3,000円	並走 反則金3,000円	

重大な違反行為(刑事手続) (一例)

酒酔い運転 5年以下の拘禁刑又は 100万円以下の罰金	酒気帯び運転 3年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金
あおり運転 3年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金	携帯電話使用等 (交通の危険) 1年以下の拘禁刑又は 30万円以下の罰金



警察庁
自転車ポータルサイト



自転車の交通ルール
(千葉県警察HP)



ちばサイクルルール

- 自転車に乗る前のルール ①自転車保険に入ろう ②点検整備をしよう ③反射器材を付けよう ④ヘルメットをかぶろう ⑤飲酒運転はやめよう
- 自転車に乗るときのルール ①車道の左側を走ろう ②歩いている人を優先しよう ③ながら運転はやめよう ④交差点では安全確認しよう ⑤夕方からライトをつけよう

飲酒運転は絶対しない・させない・許さない!

飲酒したら絶対に車両等を運転してはいけません!

飲酒運転は、人の命を奪う事故につながる危険で悪質な犯罪です。「少しの距離だから」「いつもと同じ道だから」と安易な考えは捨て、やむを得ず飲酒する場合は、ハンドルキーパーを決める、運転代行を利用する、など飲酒運転をしない手段を取りましょう。



県では東京情報大学と4つの飲酒運転根絶啓発動画を制作しました!是非ご視聴ください!



千葉県では、積極的に街頭啓発や飲食店などを通じて、県民に飲酒運転根絶を訴えています。

千葉県飲酒運転根絶計画

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、県、県警、市町村及び関係団体により構成される千葉県飲酒運転根絶協議会において、令和6年度から令和10年度を計画期間とする「千葉県飲酒運転根絶計画」を策定しました。

基本方針 ～飲酒運転ゼロを目指して～

「飲酒運転を絶対に根絶する」という強い意志を持ち、また、相互に連携して「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という県民意識の定着を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育や知識の普及、啓発活動等を推進します。

飲酒運転根絶宣言事業所・店を募集しています!

千葉県では、飲酒運転の根絶を宣言した事業所と飲食店の登録を行っています。

飲酒運転の根絶のためには、周りの方からの声掛けも重要です。飲酒運転ゼロを目指し、登録してみませんか?

登録後、県が以下のことを行います

- 登録証の交付
- 啓発物資の配布
- 事業所名又は飲食店名及び所在地(市町村名のみ)を千葉県のホームページに掲載(ただし、同意が得られた場合に限る)

詳しくは千葉県HPをご確認ください



歩行者も車も安全第一

横断歩道に近付いたときは、手前で停止できるような速度で進まなくてはなりません。歩行者が横断している(横断しようとしている)ときは、一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。



横断歩道が近くにあるときは、横断歩道を渡らなければなりません。手を上げる・車の運転者と目を合わせるなどの「渡るアピール」と「安全確認」をしましょう。

ゼブラ・ストップで事故ストップ!

- ゼ** ぜん 前方 前をよく見て安全運転!
- ブ** ブレーキ 横断歩道手前ではブレーキ操作で安全確認!
- ラ** ライト 横断歩道でもヨライト! 前照灯・ライトアップ・右(ライト)からの歩行者に注意

9月1日から生活道路(※)における自動車の法定速度が60km/h→30km/hに引き下げられます!

※ 地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない道路
・ 中央線や中央分離帯・車両通行帯が設けられている一般道路、高速道路、道路標識等により最高速度が指定されている生活道路は引き下げの対象外です。